

全医労保育所ニュース



支部・父母の会、全国で力を合わせ

榊原病院「しらゆり保育所」 廃止を『延期』に！

三重県にある榊原病院の院内保育所「しらゆり保育所」を2015年4月に廃止すると通告されていた問題で、病院側は11月5日、廃止を1年間延期すると発表しました。

9月の保育委員会
2015年4月に廃止
するという一方的な発
表を受けてから約2カ
月。全医労榊原支部と
父母の会は、即座に廃
止反対の声をあげ、施
設への「要請書」、「賛

「しらゆり保育所」
は1975年に開所さ
れ、40年にわたり、病
院で働く職員を支え、
子どもを守り育ててき

同署名」を精力的にと
りくみ、延期まで追い
込むことができました。
9月、榊原病院は「保
育所を利用する職員が
少ない」「職員確保に役
立っていない」などを
理由に、入所希望者が
いるにもかかわらず、
一方的に廃止を通告し
てきました。

た院内保育所です。職
員が働き続けるために
も、職員確保のために
も院内保育所の役割は
重要であり、廃止は病
院職員や保育所職員の
声を無視したものでし
た。

全医労榊原支部は父
母の会とともに「しら
ゆり保育所の廃止反
対・存続」に立ち上が
り、「要請書」を病院長
に提出し、「賛同個人署
名」「ひとこと署名」を
とりくみました。中で
も院内外に賛同を求め
た『しらゆり保育所を
廃止しないでください
！』『賛同個人署名』
は、3週間あまりの間

に、院内職員、OBや
その他賛同者から30
0筆も集まり、10月に
開催された「全国女性
集会」や全国の院内保
育所、全医労各支部か
らも約2200筆の署
名が寄せられるなど大
きな力となりました。

10月31日、支部と父
母の会はこの署名を提
出。病院側はいったん
打ち出した廃止方針を
変更せざるを得なくな
り、11月5日には「廃
止方針は変わらないが、
時期は2015年度末
とする」とし、「利用者
増や自治体からの補助
を受けられるか等の検
討を踏まえ、来年以降
の運営を判断してい
く」という考えを表明
しました。これは、全

を確認しています。

院内保育所は、職員
が安心して働き続けら
れるために欠かすこと
のできない重要な部署
の一つです。院内保育
所設置支部は「しらゆ
り保育所」の問題とた
たかいの教訓を全国で
共有し、「院内保育所の
存続・拡充を求める要
求書」を全支部で提出
するとともに、運動を
すすめる仲間づくりを
広げましょう。

「院内保育所の存続・拡充を求める」要求書を
全支部で提出し、さらに仲間を増やそう！

12/13「処遇改善要求」で ピジョンと団体交渉を行います

みんなの力で
諸要求を前進させよう

11月11日、本部はピジョンとの団体交渉に向け、左記の要求書を提出しました。交渉は12月13日(土)です。各地方協の代表は各地方協の要求をまとめ、交渉に臨んでください。

本部にお送りください！
☆ 10月1日付「保育所実態調査」
☆ 2015「春闘要求アンケート」
☆ 子ども・子育て支援制度改善署名

2014年11月11日

ピジョン株式会社
代表取締役社長 山下 茂 殿

全日本国立医療労働組合
委員長 岸田 重信

2014年秋年末処遇改善を求める要求書

1. 休暇制度

- (1) 年次有給休暇の取得促進を図ること。当面8割取得をめざし、具体的な方策を図ること。
- (2) 夏季休暇を有給で新設すること。また夏季に連続した休暇が取得できるようにすること。
- (3) 時間年休取得の対象者は全職員とし、時間数の拡大を図ること。
- (4) リフレッシュ休暇を有給で新設すること。
- (5) 病気休暇、介護休暇、生理休暇の有給化を図ること。
- (6) 忌引き休暇について、父母、配偶者及び子女（養子を含む）付与を7日とし、すべての職員を有給化とすること。
- (7) パート・アルバイトの結婚休暇の5日すべてを有給化とすること。
- (8) 職員の仕事と子育ての両立支援を図ること。

2. 業務改善・処遇改善

- (1) 園長業務においては、業務の分担及び簡素化を図ること。また、副園長・主任を新設し、事務職員を配置すること。
- (2) 超過勤務縮減の対策を講じること。
- (3) 保育所の実情を把握し、休憩時間が取れるよう対策を講じること。
- (4) 運営方法の変更にあたっては保育所職員・保護者に情報を知らせ、意見を十分に聞くこと。
- (5) 土日開園、延長保育、夜間保育等の交替制勤務の増加に伴い、一人勤務の時間帯が発生しないよう徹底すること。また、必要人員は契約社員で雇用し、勤務環境（シフト間隔、夜勤体制等）を整備すること。
- (6) 職員の配置にあたっては、有給休暇、代休などの取得がしやすい人員を配置し、産休代替要員の補充をすみやかに行うこと。
- (7) 給食業務にあたっては、食育の観点と食の安全を考慮に入れ、自園給食を全園で実施すること。また、給食担当職員（栄養士、調理師）を全員契約社員にすること。
- (8) 再雇用者の処遇改善を図ること。契約期間を3ヵ月から1年とすること。
- (9) 定期的に被服の貸与を図ること。

3. その他

- (1) 年金支給の引き上げに連動し、定年年齢を引き上げること。
- (2) 保育所建物の耐震性や老朽化、危険箇所、災害時の連絡体制については、ピジョンの立場からも改善を機構本部・施設に要請し、避難誘導も施設と連動したものにしよう働きかけること。
- (3) 保育の質向上のため、研修の充実を図ること。
- (4) 保育委員会を定期的で開催するよう働きかけること。

以上

教えて！「子ども・子育て新制度」①

「子ども・子育て新制度」が2015年4月に実施されます。
制度の真のねらいと問題点、私たちとの関わりについて考えていきます。



複雑すぎる新制度、原型は介護保険

まず、対象となる施設・事業の種類が大幅に増えます。これまで施設に出されていた補助金が利用料の補助として保護者に給付されるしくみ「利用者補助」になります。さらに、保育所以外は施設と利用者（保護者）が契約を結ぶしくみ「直接契約」となり、保育の利用に対する市町村の責任が後退します。市町村が責任を負うのは利用者の「認定」と「給付」（現金）の支払いとなります。利用者は、個人の責任で保育を買う形となり、制度の原型は「介護保険」と同様とされています。

制度改革の動機は、保育の市場化とそのための規制緩和です。柔軟な保育事業経営のために、施設・事業者は公費の用途制限を課さないとされています。これでは公費投入が増えても、保育の充実・保育士の処遇改善につながる保障はありません。（つづく）